

令和3年度第6回 山梨地方最低賃金審議 本審 議事録

1 日 時 令和4年3月8日(火) 午前11時00分～午前11時24分

2 場 所 KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：本審

公益代表：石垣委員、伊藤委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員

労働者代表：小林委員、櫻井委員、佐々木委員、白倉委員、田草川委員

使用者代表：一之瀬委員、川島委員、長谷川委員、前嶋委員

事務局：生方労働局長、田村労働基準部長、

太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

(1) 令和4年度最低賃金改正等の推進について

(2) 特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について

(3) 山梨県労働組合総連合からの要請について

(4) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

ただいまから、令和3年度第6回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

開催に先立ち、委員の交替につきまして御報告いたします。

使用者側委員の莉木委員が昨年末で御退任され、新たに依田委員が就任されました。

なお、依田委員は、本日は御欠席となっております。

本日は、依田委員以外に御欠席はなく、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、審議会運営規程第5条により、会長が議長を務めることとされておりますので、以後の議事進行につきまして、反田会長よろしく御願いいたします。

【令和4年度最低賃金改正等の推進について】

(反田会長)

それでは、皆様よろしく御願いいたします。

まず、議事(1)の「令和4年度最低賃金改正等の推進について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

着座にて失礼いたします。

議事(1)に関して、3点説明いたします。

この3点につきましては、本審の前に開催されました運営小委員会においても説明し、協議いただいておりますことを申し添えます。

まず、1点目は、「令和4年度最低賃金改正等の推進について」の案でございます。審議資料の1ページからを御覧ください。

こちらが令和4年度の案になります。

令和3年度版から、特に修正・追加はございません。

本案を令和4年度版として御承認いただきたく存じます。

なお、本案につきましては、運営小委員会におきまして、原案どおりでよろしいとの御意見をいただいたところでございます。

次に、2点目としまして、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」及び「山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程」の改正につきまして、お諮りしたいと思います。

5ページからが「山梨地方最低賃金審議会運営規程」の改正案、9ページからが「山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程」の改正案となります。

それぞれ改正箇所につきましては朱書きにしております。

先ほど開催されました運営小委員会における御指摘を踏まえまして、この改正案を一部修正いたします。

具体的には、まず5ページをご覧いただきたいのですが、5ページの一番下の第4条のところで、第4条第1項と第2項に「テレビ会議システム」と記載がございますけれども、この表現を「WEB会議システム等」と修正させていただいた上でお諮りをいたします。「テレビ会議システム」を「WEB会議システム等」と変えさせていただきます。6ページの第2項も同様でございます。

それから、9ページの専門部会運営規程の一番下の第3条の第1項と第2項に、同様に「テレビ会議システム」という文言がございますが、ここも「WEB会議システム等」と修正をさせていただきます。お手元での修正をよろしくお願いたします。

改正の内容は、昨今のコロナ禍におけるデジタル化の推進を受けまして、会長又は部会長が必要と認めた場合には、WEB会議システム等の利用による、審議会本審又は専門部会への委員の皆様の御出席を可能とするものです。

また、これに伴い、WEB会議システム等による御出席も定足数上の「出席」と扱い、採決の際にも賛否を決する際の人数に含めるものとするものでございます。

これらに関する条文をそれぞれの規程に追加させていただきたいと考えております。

なお、これらの規程の実際の運用に際しましては、各側に分かれて別室で個別協議を行う専門部会にWEB会議システム等がなじむのかといった問題がございますし、また、WEB会議に使用する機器の整備や会場の環境整備の問題もございますので、新型コロナウイルス感染症の状況や機器等の整備の状況を見つつ、会長又は部会長にその都度御判断いただくことにならうかと考えております。

まずは、あらかじめ規程を整備しておくという趣旨を御理解いただきたいと存じま

す。

最後の3点目になりますが、令和4年度の地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取の方法についてです。

昨年度及び本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があり、事務局が複数の事業場を訪問して意見聴取を行い、その結果について、審議会において資料配布の上、説明するという形式を採りました。

令和4年度の実施方法につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況にもよるかと思しますので、本年度と同様に、令和4年度のしかるべき時期になりましたら、会長に御判断いただきたいと考えております。

なお、運営小委員会におきましても、「会長一任でよろしい」との御意見をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいま、事務局から3点について、説明いただきましたが、何か御質問、御意見はございますか。

(佐々木委員)

第4条の赤字で表現されているところについてですが。

条文の見出しが「委員の欠席」となっていますが、新たに「出席」のことにして条文が追加されるので、ここは「委員の欠席」ではなくて、「委員の出欠席」という方がわかりやすいと思いますがいかがでしょうか。

(反田会長)

ただ今の意見について事務局から。

(賃金室長)

今の御指摘につきましては、ごもっともな御指摘だと思います。

そうしましたら、「委員の出欠席」という見出しで改正していただくということでしょうか。

(各側委員)

異議なし。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、「委員の出欠席」という形に修正します。

(賃金室長)

そうしましたら、5ページの第4条と9ページの第3条の表題ところを「委員の出欠

席」と修正させていただきます。

(反田会長)

そのほかに何か御質問、御意見等ございますか。

(長谷川委員)

「推進について」の案に対するただの意見なのですが、1ページ目の最後のところから2ページにかけて、特定最低賃金について、昭和61年の中央最低賃金審議会答申の記載があります。

特定最低賃金は、そこから始まったのかなと思いますが、もうすでに30年以上経っていて、その頃は最低賃金と特定最低賃金の区別が必要だったのでこういうものができたのだと思いますが、今は、逆に人が足りなくて困っているところが多いという話も聞きます。

何を言いたいかというと、特定最低賃金の方が高い、普通の最低賃金の方が低いということで、人がそちらへ流れやすい状況もあるのではないかと考えられます。

私は、特定最低賃金を廃止してもいいのではないかと思います。

特定最低賃金にかかわる商売をやっている方は、人が欲しければそれなりに賃金を上げて、今までどおり人を採ると、そのようにした方が、今の時代に合っている気がしましたので、意見として述べさせていただきました。

(反田会長)

ありがとうございました。

そのほかに何か御質問、御意見ございますか。

はい、事務局。

(賃金室長)

今の御意見に関してですが。

昭和61年の中央最低賃金審議会答申の中に「新産業別最低賃金の運用方針」というものがございませけれども、その中には、特定最低賃金の改正の申出をするときの要件など、いろいろ手続き的な面の定めが記載されていますので、そのような定められた手続きに則って行うという趣旨で、この部分の記載につきましては、そのまま入れさせていただければと存じます。

(長谷川委員)

わかりました。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明のあった3点につきましては、5ページの運営規程第4条の見出しを「委員の出欠席」に、それから、同じく9ページの運営規程第3条の見出し

を「委員の出欠席」に修正しまして、そのほかは原案どおりでよろしいでしょうか。

(各側委員)
異議なし。

(反田会長)
それでは、その2点以外は原案どおりということにいたします。

【特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について】

(反田会長)
では、続きまして、議事(2)の「特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について」、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)
13ページと15ページを御覧ください。
13ページは、電機連合山梨地方協議会の議長から山梨労働局長あての山梨県電気機械器具等製造業等における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明、15ページは、基幹労連山梨県センターの委員長ほかから山梨労働局長あての山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明でありまして、それぞれ本年2月24日に提出されたものになります。
なお、これら特定最低賃金2業種につきましては、この意向表明のとおり、本年7月に申出がなされましたら、特定最低賃金検討委員会を設置して、改正の必要性について御審議いただくこととなります。
以上でございます。

(反田会長)
ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見はございますか。

(各側委員)
(意見なし。)

【山梨県労働組合総連合からの要請について】

(反田会長)
それでは、次に移りまして、議事(3)「山梨県労働組合総連合からの要請について」、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)
17ページを御覧ください。

3月1日に、山梨県労働組合総連合から労働局長と反田会長あてになされた要請文の写しになります。

内容としましては、山梨県の最低賃金を時間額1,500円以上に引き上げること、審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること、山梨地方最低賃金審議会を全て公開審議にし、要望のある組織から意見陳述を認めること、全国一律の最低賃金制度を実現するよう、国に働きかけること、最低賃金の引き上げを保障する上でも、中小・零細企業への支援策を充実するよう、国に働きかけること、以上5項目となっております。

これらにつきましては、審議会として特に回答等を求められてはませんが、会長及び労働局長あての要請となっておりますことから、委員の皆様には御承知おきいただきたいと考え、配布したものでございます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

【その他】

(反田会長)

それでは、議事の(4)その他として何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(反田会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

はい。令和3年度の状況を説明したいと思います。

19ページを御覧ください。

本年度の山梨県の各最低賃金の引き上げを反映させた、最低賃金額の推移の一覧となります。

次に21ページを御覧ください。

これは、今年度の地域別最低賃金と特定最低賃金に係る審議会の開催状況を取りまとめた表になります。

続いて、23ページ、25ページ、27ページは、地域別最低賃金、電気の特最低賃金及び輸送用機械の特最低賃金、それぞれの全国における改定状況を取りまとめた表にな

ります。

今後の御参考にしていいただければと存じます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

(反田会長)

そのほか、事務局から何かありますか。

(賃金室長)

委員の皆様の任期は、昨年5月4日から来年5月3日までの2年間となっておりますが、鷹野会長代理と前嶋委員におかれましては、任期の途中ではございますが、この度、御退任されることとなりましたことを報告いたします。

(反田会長)

それでは、お二人から、ここで御挨拶をいただきたいと思います。

まず、鷹野会長代理からお願いします。

(鷹野会長代理)

3年間という短い期間でしたが、いろいろお世話になりました。

安倍内閣から最低賃金1,000円以上を目指すという方針が示される中、就任させていただき、まさかコロナが出て、このような形で猛威を振るうとは思いませんでしたが、非常に難しい中、労働者側の皆様、使用者側の皆様の御協力をいただきまして、それぞれの結論が導き出せたと思っております。

私は気が短いので、皆様に御迷惑をかけたと思いますが、これを機会に、またどこかでお会いしましたらよろしくお願いします。

3年間どうもありがとうございました。

(反田会長)

続きまして、前嶋委員にお願いします。

(前嶋委員)

私は、中小企業団体中央会から来ております。

全国の中央会、「全中」と略しますが、その担当者が中央最低賃金審議会の委員かつ目安委員会の委員になっておりまして、7月くらいになりますと、全中が各都道府県中央会から担当者を集めて、いろんな情報交換を行っています。

関東甲信越ブロックには11都県がございいますが、そこでも、最低賃金の審議が終わった後の11月頃に担当者の会議があります。

中央会の専務理事などが地方最低賃金審議会の委員になっている都県が11都県中9県あり、情報交換が非常に盛んに行われていて、各都県の問題などを伺っています。

私は委員を3年間務めさせていただきましたけれども、その中で各都県とも、何となく同じような問題があるのだなと感じました。

また、山梨ではあまり県境の問題を感じる機会はなかったのですが、他の都県ですと、東京の最低賃金が高く、その周りが影響を受ける。山梨もそうなのかもしれませんが、都県境を超えると最低賃金が違うということで苦労されているということを知りました。

ここで3年間いろいろ勉強させていただきました。

私の後任がもしかしたら御厄介になるかもしれませんが、その節はよろしく申し上げます。本当にありがとうございました。

(反田会長)

お二人、どうもありがとうございました。

本日は、本年度最後の審議会となりますので、ここで労働局長からも一言いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

(労働局長)

委員の皆様には、大変お忙しい中、山梨地方最低賃金審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

皆様のお陰をもちまして、令和3年度に予定しておりました審議を滞りなく終えることができました。

この1年を振り返りますと、本年度におきましても、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、県内の経済情勢に依然厳しさが残る中であって、中央最低賃金審議会から過去最大の目安額が示された上での御審議となり、委員の皆様には大変な御苦労をお掛けいたしました。

皆様の真摯な御議論により、地域別最低賃金、特定最低賃金、それぞれの改正した額につきまして、昨年以内に発効することができました。委員の皆様にあらためて御礼申し上げます。

事務局といたしましては、令和4年度においても皆様方に円滑に審議を進めていただけますよう、審議会の運営に万全を期す所存でございます。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、今後とも、当局の行政運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

(反田会長)

どうもありがとうございました。

(一之瀬委員)

一点、よろしいでしょうか。

(反田会長)

はい、一之瀬委員。

(一之瀬委員)

今、気付いたのですが、運営小委員会の規程は同じように整備しておかなくてもよろしいでしょうか。

WEB会議等の規程を入れておかなくてもよろしいのかということです。

運営小委員会は一年に一度の開催ですので、今でなくても構いませんので、次回までに検討いただけたらと思います。以上です。

(反田会長)

では、その点、事務局、よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

(反田会長)

それでは、私からも最後に一言申し上げます。

本年度も新型コロナウイルス感染症の拡大が収まりませんで、各側の委員の皆様には、厳しい環境の中で、それぞれの御立場を考えながら、真摯に議論していただきました。

おかげさまで、この審議会も、また金額審議等も、非常に充実して、それぞれの御意見を伺うことができました。

これも委員の皆様のお協力とこの審議会に対する真摯な取り組みの賜物であり、感謝申し上げます。

それから、事務局につきましても、資料の作成、会場の設営等、非常によく配慮していただき、準備していただきました。

この場を借りて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本年度の審議会はこれで全部終了いたしました。

1年間お疲れさまでした。

それでは、以上をもちまして、第6回山梨地方最低賃金審議会を終了します。

本日の議事録の確認は、白倉委員と一之瀬委員にお願いします。

皆様お疲れさまでした。